

日本における独創的な農文化システムの総合的な評価手法の開発に関する研究

国連大学サステナビリティ高等研究所シニア・プログラム・コーディネーター
東京大学 国際高等研究所サステナビリティ学連携研究機構 機構長・教授

永田 明
武内 和彦

農林水産政策研究所では、新たな視点や長期的視野に立った政策研究を推進するため、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用する提案公募型の研究委託事業を行っています。今回は、その中から、「日本における独創的な農文化システムの総合的な評価手法の開発に関する研究」のうち、農林水産省の政策にも活用された「世界農業遺産（GIAHS）」の推進に関わる政策的成果を中心に紹介します。

1. 研究の背景

過疎化、高齢化などマイナスイメージが先行しがちな日本の農業・農村ですが、日本には、伝統的な農業・農法、農村文化、生物多様性、農村景観等が一体となった農文化システムが継承されている地域が少なくありません。そして、その一部は、国連食糧農業機関（FAO）が主導する世界農業遺産（GIAHS: Globally Important Agricultural Heritage Systems, ジアス）にも認定されています。日本は「農業大国」ではありませんが、「農文化大国」であるといえます。

これらの農文化システムは、長い年月の中でさまざまな環境の変化に耐えながら、祖先から受け継がれてきたものであり、そこには高い「レジリエンス」（変化に対応する能力）が内在されています。日本の農業・農村が活力を取り戻し、「サステナビリティ」（持続可能性）を向上させるためには、このレジリエンスを含む農文化システムを適切に評価し、その保全と持続的な活用を図っていくことが政策的にも大変重要です。このため、国連大学と東京大学では、農文化システムを総合的に評価するための手法の研究に取り組んできました。

2. FAOの世界農業遺産、中国・韓国の国家農業遺産

FAOは、2002年から、次世代に受け継がれるべき世界的に重要な伝統的農業・農法、生物多様性、伝統知識、農村文化、農村景観などを農業のシステムとして認定し、その保全と持続的な活用を図る世界農業遺産という仕組みを開始しました。アジアを中心に途上国での認定が先行していましたが、2011年に新潟県の佐渡地域と石川県の能登地域が先進国で初めて認定され、2013年には静岡県掛川地域、

熊本県の阿蘇地域、大分県の国東地域が認定されました。

私たちは、まず、FAOによる世界農業遺産の認定基準の分析を行い、日本をはじめ先進国において重要と考えられる評価視点が十分でないことがわかりました。次に、国際的な先行事例として、中国、韓国における国家レベルの農業遺産制度について分析しました。2012年、中国は「中国重要農業文化遺産」を、韓国は「韓国農漁業遺産」を開始しています。両国とも、これらの国家レベルの農業遺産に認定されたところから、FAOの世界農業遺産に申請する仕組みをとっており、FAOの基準に、自国の独自の基準を加えた評価基準を採用し、国の事情を反映しているところが特徴です。例えば、中国独自の基準としては、100年以上の歴史があること、50%以上の住民の支持があることなどがあり、また、組織的・制度的な保安全管理による保障性が重視されています。また、韓国では、農業システムだけでなく有形物も対象としており、農業遺産の所有者というような概念も含んでいます。韓国独自の評価基準には、多様な主体の参加を意味するパートナーシップや、地域のブランド価値の向上、都市農村交流活動等による地域の活性化も含まれていました。FAOの世界農業遺産の国内候補を選定する上で、国家レベルの農業遺産を認定し、その中から申請する仕組みは、我が国にとって極めて参考になる制度であることから、これを念頭におきつつ、後述する日本独自の基準の検討を行いました。

併せて、日本の世界農業遺産認定地域や候補となるような地域を中心に現地調査を含むケーススタディを行いました。さらに「レジリエンス」について、その基本的な概念を踏まえつつ、（１）自然災害、生態系の変化などの自然環境の攪乱に対する「生態的レジリエンス」、（２）農村地域の過疎化、

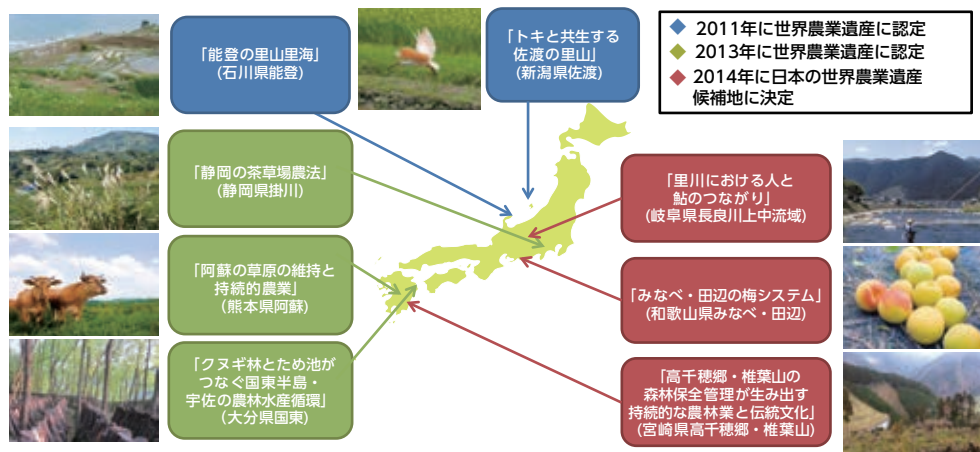


図 日本における世界農業遺産（GIAHS）と新たな候補地

高齢化やコミュニティ機能の低下など社会的な変化に対応する「多様な主体の参加」，（３）農産品市場価格の変動や金利・為替レートの変動などの経済的な変動に対応する「トータルな６次産業化の推進」というレジリエンス評価の枠組みを整理しました。

３．農文化システムの総合的な評価手法の開発と農林水産省の政策における活用

これらを踏まえ、日本の実情に合った『世界農業遺産の認定基準と評価の視点』（以下、認定基準と評価の視点）を取りまとめました。その中で、FAOの５つの評価基準（①食料及び生計の保障，②生物多様性及び生態系の機能，③知識システム及び適応技術，④文化・価値観及び社会組織，⑤優れた景観及び土地・水資源管理の特徴など）についてブレイクダウンした「評価の視点」を設定するとともに、日本の実情に合わせた参考基準として、前述の（１）「生態的レジリエンス」，（２）「多様な主体の参加」，（３）「トータルな６次産業化の推進」を提示し、これに関する評価の視点も提案しました。また、各地域における実際の世界農業遺産の申請作業に対する技術的な助言を行いつつ、その際に得られた知見を整理し、実践的な申請マニュアルとして『世界農業遺産（GIAHS）の解説・認定申請の手引き-』（以下、認定申請の手引き）も取りまとめました。

2014年３月、世界農業遺産の認定手続きの円滑な推進などを目的に農林水産省が設置した「世界農業遺産（GIAHS）専門家会議」（以下、専門家会議）において、日本からの世界農業遺産の申請候補を評価する際に、私たちの研究成果である認定基準と評価の視点や認定申請の手引きが用いられました。その結果、2014年10月、専門家会議において、岐阜県長良川上中流域の「里川における人と鮎のつな

がり」，和歌山県みなべ・田辺地域の「みなべ・田辺の梅システム」，宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の「高千穂郷・椎葉山の森林保全管理が生み出す持続的な農林業と伝統文化」の３地域が、農林水産省がFAOへの認定申請を承認する地域として決定したところです（図参照）。

私たちが取りまとめた評価手法は、日本の農文化システムのトップレベルに該当する世界農業遺産のみならず、その裾野に広がる多様な日本の農文化システム全体の評価に活用できると考えています。

これらの評価手法を活用して、自らの農文化システムを見つめ直すことにより、日本の各地域の方々が、地域に生きる自信と誇りを取り戻すことを期待しています。

４．おわりに

この研究を通じて、中国、韓国の農業遺産研究者との研究協力関係が生まれ、農業遺産の共同研究、人材育成、情報発信を目的とした「東アジア農業遺産学会」が設立されました。2015年３月には、３年間の研究成果の報告会を兼ね、農文化システム研究に取り組む他の研究チームを含む日本・中国・韓国の専門家による「農文化システムに関する国際シンポジウム」を開催しました。今後とも、世界農業遺産をはじめとする日本の農文化システムに関し、学術的な面から国際社会と日本の地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていきたいと考えています。

今回の農文化システムに関する一連の政策研究の成果をベースに、農文化システムの保全とその持続的な活用が、これからの日本の農林水産政策の中に適切に位置づけられることを願いつつ、今後ともこの分野の研究に貢献していく所存です。